

生駒市規則第48号

生駒市市民サービスコーナー規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年12月18日

生駒市長 山下 真

生駒市市民サービスコーナー規則の一部を改正する規則

生駒市市民サービスコーナー規則（平成8年10月生駒市規則第16号）の一部を次のように改正する。

第4条第5号中「証明書」の次に「及び独身証明書」を加え、同条に次の1号を加える。

- (6) 窓口専用端末機による申請に基づく所得・課税（非課税）証明書の作成及び交付に関すること。

第5条第1項第2号及び第3号中「第3号まで」の次に「及び第6号」を加える。

附 則

この規則は、平成26年1月10日から施行する。